

◎建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

(手数料条例別表「建築物のエネルギー消費性能に係る適合性の判定」の部)

(手数料条例別表「建築物のエネルギー消費性能の変更に係る適合性の判定」の部)

申請の区分		評価方法	手数料の額		申請単位
建築物の区分	床面積の区分		新規申請	変更申請	
1. 特定建築物の非住宅部分 (複数棟認定の他の建築物の場合)	300㎡以内	標準入力法 主要室入力法 モデル建物法	10,000円	6,000円	件
	300㎡超		17,000円	10,000円	
2. 特定建築物 (工場等の用途を除く。)	300㎡以内	モデル建物法 (非住宅性能1基準)	94,000円	48,000円	件
		標準入力法 主要室入力法 (非住宅性能2基準)	246,000円	124,000円	
	300㎡超	モデル建物法 (非住宅性能1基準)	120,000円	61,000円	
		標準入力法 主要室入力法 (非住宅性能2基準)	309,000円	156,000円	
3. 特定建築物(工場等の用途)	300㎡以内	標準入力法 主要室入力法 モデル建物法	20,000円	11,000円	件
	300㎡超		28,000円	16,000円	

(工場等の用途)

工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの

① 新築及び増改築に適用する。

② 非住宅建築物であって、工場用途の部分を含んだ建築物にあっては、工場用途を除いた建築物の部分の床面積に応じた手数料、工場用途部分の床面積に応じた手数料を合算した額とする。ただし、合算した額が、建築物全体を工場等の用途に供する部分以外の用途として上表の床面積の区分に応じた手数料の額より高くなった場合は、全体の床面積の金額を採用する。

③ 増改築において、既存部分のBEI値をデフォルト値1.2を使用した場合にあっては、既存部分の床面積を除いた床面積の申請区分を採用することができる。ただし、デフォルト値1.2を使用しない場合にあっては、既存部分を含めた建築物全体の床面積の申請区分を採用する。

この手数料表は、御殿場市手数料条例(御殿場市条例第39号)をもとに作成したものです。
本表と御殿場市手数料条例が異なる場合は、御殿場市手数料条例によるものとします。